

税

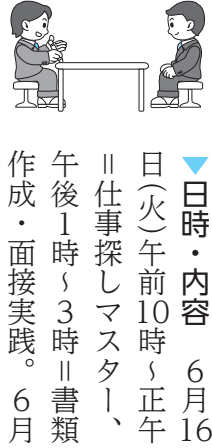
税証明の
コンビニ交付サービスを
休止します

所得証明書や課税証明書のコンビニ交付サービスを、令和2年度の交付開始に対応するため、6月10日(水)は休止します。
税証明書以外の証明書は取得可能です。

問 税制課 ☎(632) 2187

雇用

ID 1006864
求職者向け
就職支援セミナー



▼日時・内容 6月16日(火)午前10時～正午
Ⅱ 仕事探しマスター、午後1時～3時Ⅱ書類作成・面接実践。6月24日(水)午前10時～正午Ⅱキャリアプラン、午後1時～3時Ⅱマイジョブ
JOB チョイス。

▼会場 中央圏(中央1丁目)。
▼対象 次のいずれかに該当する人。①市内在住か通勤者②市内への就職希望者。
▼定員 各先着10人。

▼申込方法 電話または送付・ファクス(☎・希望日時を明記)で、〒320-8540 市役所商工振興課 ☎(632) 2446、FAX(632) 5420へ。

消防設備士試験を
実施します

▼日時 9月13日(日)午前9時30分～。

▼会場 宇都宮工業高等学校(雀宮町)。

▼試験種類 甲種(特類・第1類～第5類)、乙種(第1類～第7類)。
▼試験手数料 甲種5700円、乙種3800円。

▼申請期間 電子申請Ⅱ7月3～14日。書面申請Ⅱ7月6～17日。

▼申請先 消防試験研究センター(昭和1丁目)。

▼その他 申込方法など、詳しくは、消防試験研究センター ☎(624) 1022、消防局予防課 ☎(625) 5006へ。

産業

ID 1006187
忘れていませんか
NPO法人の事務手続き

▼事業報告書など 市内のみに事務所があるNPO法人(特定非営利活動法人)は、毎事業年度初め

農業用の施設や機械などの導入費用の一部を補助

1 園芸用パイプハウス

▼対象 新設・増設する認定農業者・認定新規就農者。
▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以内(最大70万円)、認定新規就農者=対象経費の10分の5以内(最大300万円)。

2 園芸用作業機械

▼対象 認定農業者・認定新規就農者・営農集団(※)。
▼補助額 認定農業者=対象経費の10分の3以内(最大70万円)、認定新規就農者=対象経費の10分の5以内(最大300万円)、営農集団=対象経費の10分の3以内(最大150万円)。

3 炭酸ガス殺虫装置

▼対象 認定農業者・認定新規就農者。
▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大50万円)。

4 ICT機器(圃場環境測定機器など)

▼対象 認定農業者・認定新規就農者。
▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大50万円)。

5 夏秋いちご生産用施設

▼対象 新設・増設する認定農業者・認定新規就農者。
▼補助額 右の表の通り。

対象地域	認定農業者	認定新規就農者
大谷石採取場跡地の冷熱利用可能地域	対象経費の10分の5以内(最大300万円)	対象経費の10分の5以内(最大500万円)
その他の地域	対象経費の10分の3以内(最大70万円)	対象経費の10分の5以内(最大300万円)

6 高密度播種用田植機、農薬散布用ドローン、水管理装置など(稲作の低コスト化に寄与する機械)

▼対象 稲作における生産コスト低減に取り組む営農集団(※)など。
▼補助額 対象経費の10分の3以内(最大150万円)。

■ 申込期限 1～4 7月10日 5 6 11月30日。

■ その他 申し込み多数の場合、予算の都合により補助できない場合があります。申込方法など、詳しくは、農林生産流通課 ☎(632) 2466へ。

※ 認定農業者であり、かつ「人・農地プラン」に登録された担い手を含む3人以上の組織。

はかりの定期検査を実施します

ID 1004922

業務（取引・証明）に使用するはかりは、2年に1度の検査を受けなければ使用することはできません（計量法第19条）。該当する人は必ず受検してください。

- ▼期日・会場 下の表の通り。
- ▼受付時間 午前10時～正午、午後1時～3時。
- ▼費用 検査手数料（実費）。
- ▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください。

問 計量検査所(616)1562

6月の計量器検査期日

期日	会場
1日(月)	河内区(中岡本町)
2日(火)	岡本事務所(下岡本町)
3日(水)	上河内区(中里町)
4日(木)	富屋区(徳次郎町)
5日(金)	国本区(宝木本町)
8日(月)	城山区(大谷町)
9日(火)	宝木区(若草3丁目)
10日(水)	宮の原小学校(宮原4丁目)
11日(木)	桜地域コミュニティセンター(桜3丁目)
12日(金)	陽南区(春日町)
15日(月)	星が丘中学校(星が丘2丁目)
16日(火)	雀宮区(新富町)
17日(水)	姿川区(西川田町)
18日(木)	横川区(屋板町)
19日(金)	瑞穂野区(下桑島町)
22日(月)	清原区(清原工業団地)

- ▼その他 事務手続きや新型コロナウイルス
- ▼役員変更等届出書 役員の変更（再任を含む）があつた場合、役員変更等届出書をみなでまちづくり課（市役所10階）に提出してください。
- ▼役員変更等届出書 役員の変更（再任を含む）があつた場合、役員変更等届出書をみなでまちづくり課（市役所10階）に提出してください。
- ▼その他 事務手続きや新型コロナウイルス

の3カ月以内に事業報告書などの書類を、みなでまちづくり課（市役所10階）に提出する義務があります。また、事業報告を3年以上提出していない法人は、認証取り消しの対象となるため、ご注意ください。

なお、利害関係のある人から請求があつた場合は、提出した事業報告書などの写しを公開する必要がありますので、事務所にも備えて置いてください。

ID 1015770 中小企業者向け ICT利活用 促進セミナー



▼日時 6月27日
(土)午前10時30分
～正午。

▼会場 東図書館
(中今泉3丁目)。

- ▼内容 国や市のICT関連補助金の活用ポイントやICTを活用した業務効率化・販路拡大などの事例紹介。
- ▼対象 市内中小企業の経営者。

従業員など。

▼定員 先着10人程度。

▼申込期限 6月26日。

▼申込方法 電話またはファクス（☎・会社名・職名を明記）で、

県よろず支援拠点(☎)(670)2618、

(☎)(670)2611へ。

問 商工振興課(☎)(632)2433

ID 1012623 PCB廃棄物の保管および 処分状況等届出書を 提出してください

PCB廃棄物などを保管・所有している事業者は、PCB特別措置法に基づき、前年度のPCB廃棄物の保管状況などについて、届出を行うことが義務付けられています。

▼提出書類 保管状況などの届出を正本1部・副本1部。PCB廃棄物を特定できる写真、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し、令和元年度中にPCB廃棄物を処分した人は、PCB廃棄物の処分時に発行した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し。

▼提出期限 6月30日（必着）。

▼提出方法 直接または送付で、〒320-8540市役所廃棄物対策課（市役所12階）(☎)(632)5137へ。

ID 1005021 産業廃棄物の 排出事業者は 報告書を提出してください

- ▼対象 市内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出し、令和元年度に次のいずれかに該当する事業者。①産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した②多量の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が発生した事業場を設置している③多量排出事業者として産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出している。
- ▼提出期限 6月30日（必着）。
- ▼その他 提出方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。詳しくは、市HPをご覧ください。